

# 新潟市「NIIGATA XR プロジェクト」ユースケース開発業務 委託仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、新潟市「NIIGATA XR プロジェクト」ユースケース開発業務の企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、委託候補者が決定したうえで協議し、別途作成する。

## 2 委託業務名

新潟市「NIIGATA XR プロジェクト」ユースケース開発業務

## 3 契約期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 15 日（金）まで

## 4 業務背景・目的

本市は、平成 28 年以降、社会減の傾向にあり、人口減少が進行している。特に大学などを卒業し、就職する年齢層の 20～24 歳の転出超過が最も多くなっており、令和 2 年においては、20～24 歳の男性の転出超過数が特に多い産業は「情報通信業」となっている。また、卒業後の居住地を選択した理由は「希望する進学先や就職先があるから」が半数を占めていることから、受け皿となる産業や企業の有無が卒業後の居住地を選択する際の要因の一つとなっている。

このような状況の中、本市が推し進める「都心のまちづくり【にいがた 2km】の覚醒（※1）」では、都心エリア「にいがた 2km」のエリアにおいて、「緑あふれ、人・モノ・情報が行き交う活力あるエリア」を創造し、8 区のネットワーク強化を図りながら、「本市経済・産業の発展を牽引する成長エンジン」としていく取組を推進することとしており、基本方針の一つに、「人・モノ・情報の中心拠点となる稼げる都心づくり」を掲げ、官民協働による「稼げる都心づくり」を推進し、産業 DX、ICT 推進の先進エリアとしての取り組みを強化しているところである。この取り組みを強く推進するため、今後成長が期待される、VR や AR などのバーチャル技術である XR を活用した新たなビジネスを創出し、市内企業の付加価値向上と関連するデジタル産業の事業拡大を目的として、「NIIGATA XR プロジェクト推進事業」を立ち上げたところである。

本事業は、令和 4 年度において、XR プラットフォーム（※2）を構築し、さまざまな業界・業種の事業者や団体、クリエイターが XR を活用し、それぞれの技術や強みを活かしながら、新たな価値を創造していく新潟市 XR エコシステム（別紙 1）の実装を目指して取り組んできたところだが、令和 5 年度においては、さらなるビジネス実装に向けた環境の整備及び機運の醸成を図り、併せて、市民に対して新たな体験価値を提供することを目的として実施する。

※1 都心のまちづくり【にいがた 2km】の覚醒：

「選ばれる都市 新潟市」の実現に向け、「新潟市都心のまちづく推進本部会議」での検討を通じ、市民や関係団体・企業等の皆様から頂いたご意見・ご提案を参考にしながら、これからの都心のまちづくりの方向性として、『都心のまちづくり【にいがた 2km】の覚醒』を令和 4 年 2 月 15 日に策定。

（参考 URL：<http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/jigyoproject/niigata2kmkakusei.html>）

※2 XR プラットフォーム：

令和 4 年度「新潟市 XR プラットフォーム構築業務」において構築したプラットフォーム（以下、「STYLY」という。）をいう。

## 5 業務の内容等

本業務の内容は、（1）～（3）のとおりとする。

(1) STYLY を活用したユースケースの創出

ア. 現実の都市空間に合わせた XR コンテンツのユースケースの制作・公開

- ・市民や企業が、STYLY を活用して、自由かつ容易に都市空間に合わせて XR コンテンツを配信できる仕組みを 1 エリア以上構築すること。
- ・構築したエリアに応じてユースケースとなる XR コンテンツを制作し公開すること。  
(1 エリアにつき 1 コンテンツ)
- ・エリアの選定、ユースケースの制作・公開に際しては、幅広い分野において企業や学校、個人クリエイターなどが、実際にビジネスや創作活動の場として使用することが想定され、かつ技術的な障壁が少ないなど、実現可能性と活用の汎用性を考慮すること。
- ・制作するエリアの詳細の範囲やコンテンツの内容については別途市と協議の上決定する。

イ. 3D 都市モデルを活用した XR コンテンツのユースケースの制作・公開

- ・国が整備を進める「PLATEAU」及び新潟市が令和 4 年度「新潟市 3D 都市モデル整備業務」において制作した箇所（表 1：整備箇所）の点群データや 3D 都市データ（LOD3）などの都市データを活用したユースケースとなる XR コンテンツを 2 つ以上制作し公開すること。
- ・制作する XR コンテンツは、次の 10 分野のうち、2 分野以上とすること。なお、2 分野のうち、1 分野は③から⑨の分野であることが望ましい。  
①観光・エンタメ ②広告 ③小売 ④交通・物流 ⑤インフラ管理 ⑥金融 ⑦通信 ⑧都市開発・まちづくり ⑨防災 ⑩その他
- ・制作した XR コンテンツは、原則、STYLY 上で公開すること。
- ・制作する箇所やコンテンツの内容については別途市と協議の上決定する。

表 1：整備箇所

令和 4 年度に整備した箇所
古町ルフル前広場
古町 7 番町モール
ハジマリヒロバ

ウ. ユースケース等の周知・広報活動

- ・制作するユースケースの XR コンテンツは、XR の周知普及を図るため、体験会等の実施など広く市民や事業者に体験してもらう機会を設ける。実施にあたっては、市と協議の上、あらかじめ集客が見込まれるイベント等に合わせた実施とするなど、効果的な広報活動に努めること。
- ・ユースケース等を参考に広く市民や企業による自主的な XR コンテンツの展開を促進するため、制作した XR コンテンツの制作過程を可視化し PR するための動画を作成すること。

(2) XR を活用した新たなサービスを創出する人材の育成とビジネス機会の創出

- ・XR コンテンツの制作のみならず XR を用いた新たなサービスの創出を促していくため、スキルとノウハウを持った人材を育成するプログラムを実施すること。
- ・プログラムの実施にあたっては、人材の育成と併せて XR のビジネスでの活用を促進するため、企業のニーズに応じたサービスを試作するなどクリエイターと企業を繋ぐ機会を設け、XR のビジネス機会の創出に資するものとする。
- ・実施にあたり、実施期間、実施回数、開催場所、対象者、カリキュラム等を示すこと。
- ・令和 4 年度「新潟市 XR プラットフォーム構築業務委託」において実施した、「XR スクール」の受講者との連携に努めること。

(3) 成果指標・目標値の設定及び実績報告

業務実績を報告書にまとめ、提出すること。

報告書をまとめるにあたっては、以下の点に留意すること。

- ・事業の成果を確認するための指標と目標値をあらかじめ設定するとともに、その測定方法について示すこと。
- ・事業成果や目標値の達成度等を評価・分析し報告することとし、事業成果や目標値の達成度についての評価・分析の方策を提案すること。
- ・令和6年度以降の展開につなげていくための課題や助言、提案なども盛り込むこと。

## 6 成果物の納品等

(1) 納入物件

- ① XR コンテンツデータ一式 ※データ形式は、別途市との協議の上、決定する。
- ② 報告書 (A4 サイズ) 1部
- ③ 報告書電子データ一式  
(PDF 及び Word、Excel、PowerPoint 等作業可能な形式)

(2) 提出期限

委託業務完了時又は令和6年3月15日(金)まで

(3) 納入場所

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階  
新潟市 経済部 成長産業・イノベーション推進課

## 7 各業務に付随する業務

- (1) 市との打合せ及び連絡調整
- (2) 本業務の遂行に必要な施設や関係団体及び人物に対する取材の協力依頼及び連絡調整
- (3) 本業務に必要な資料や情報の収集及び撮影 (必要に応じて市が素材提供を行う)
- (4) その他本業務に付随する業務 (提案書を考慮し決定)

## 8 留意事項

受託者は、業務履行に当たり契約書に定めるもののほか、次の事項を遵守するものとする。

(1) 法令遵守

受託者は、関係法令を遵守して業務を遂行すること。

(2) 連絡調整

本業務の関係者及び関係機関とあらかじめ密接な連絡調整を行い、本業務を安全かつ円滑に実施できるようにすること。

(3) 不測の事態への対応

受託者は、緊急時の連絡体制と現場の初動体制を明確にした上で、不測の事態により提案内容の実施に支障が生じた場合、市と協議の上速やかに対応すること。

(4) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は当該業務の一部を委託することを可とする。

(5) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損のないよう適切に管理すること。

(6) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(7) 著作権等に係るもの

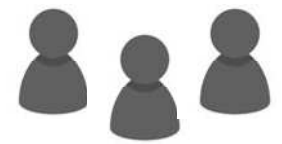
本事業の実施にあたり制作した成果品について生ずる一切の著作権は、全て市に帰属するものとする。第三者の著作物を使用する場合、市が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。

(8) その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定する。
- ・業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに監督職員が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とすること。
- ・業務終了後、この契約に関する業務評価を行う。
- ・本業務は、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業を充てて実施するため、本業務にて使用した書類、伝票及び領収書等については、事業終了後5年間保管すること。

# 新潟市XRエコシステム



別紙1



ユーザー（市民・旅行者）

コンテンツ利用

金流

通信事業者  コンテンツビューアー（VR HMD / PCブラウザ/スマートフォン/スマートグラス）  ハードウェア開発事業者

XRコンテンツ / プロジェクト

XRプラットフォーム（コンテンツ制作ツール / コンテンツ管理機能 / コンテンツ配信サーバー）

支援 ↓ 制作開発など ↓ IP利用許諾など ↓ 支援 ↓ 制作・開発など ↓ 支援 ↓ ビジネス支援など ↓ 制作 ↓ 教育支援など ↓

↑ ↑ ↑

クリエイター 個人

クリエイター 出版社等

企画会社 開発会社 制作会社

制作関連法人

小売業 サービス業 製造業

一般法人

教育業界